

認可保育所の設置・運営について

1 保育所・設備運営基準について

【児童福祉法第39条第1項】

保育所とは、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設です。(利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)

保育所の認可を受けるためには、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。))」、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(以下「確認基準」という。))」及びその他の関係法令に定める基準を満たす必要があります。関係法令やガイドライン等については別紙に記載していますので、内容を十分に確認してください。

保育所の主な認可基準は以下に掲げるとおりです。

(1) 設備の基準

(設備運営基準第32条)

① 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、以下の設備が必要です。

- ア 乳児室又はほふく室
- イ 医務室(事務室との兼用可)
- ウ 調理室
- エ 便所

② 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、上記ア～エの他、以下の設備が必要です。

- ア 保育室又は遊戯室
- イ 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所(公園等)を含む)

③面積基準は以下のとおりです。

設備	面積
乳児室	満2歳未満のうち ほふくしない園児数×1.65㎡
ほふく室	満2歳未満のうち ほふくする園児数×3.3㎡
保育室又は遊戯室	満2歳以上の園児数×1.98㎡
屋外遊戯場	満2歳以上の園児数×3.3㎡

【保育室を2階以上に設置する場合】

保育室を2階以上に設置する場合は、以下の要件を満たす必要があります。

		2階	3階	4階以上
建物構造		耐火建築物 準耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物
階段等 (それぞれに 1つ以上設置 が必要)	常用	屋内階段 屋外階段	屋内階段※ 屋外階段	屋内階段※ 屋外階段※
	避難用	屋内階段※ 退避上有効なバルコニー 屋外傾斜路等 屋外階段	屋内階段※ 屋外傾斜路等 屋外階段	屋内階段※ 屋外傾斜路 屋外階段※

※建築基準法施行令に規定されているもの

(2) 職員の配置

(設備運営基準第33条)

- ①保育所には、保育士、嘱託医(医科・歯科)、調理員を配置しなければなりません。ただし、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができます。
- ②保育士(保育士資格を有する者)の配置基準は以下のとおりです。ただし、常時2人以上配置する必要があります。

児童の区分	職員数
0歳児	児童3人につき1人
1,2歳児	児童6人につき1人
3歳児	児童20人につき1人
4,5歳児	児童30人につき1人



- ※3歳児配置改善加算を受ける場合は、上記にかかわらず3歳児15人につき保育士1人を配置すること。
- ※主任保育士専任加算を受ける場合は、上記以外に常勤の保育士1人を配置すること。
- ※公定価格や特別保育事業の実施に伴う加配や加算等により、年齢別配置基準に基づく必要配置数以上に職員を配置する必要がありますので、「職員配置状況確認表」等を活用し、必要な職員数を十分にご確認ください。

【職員配置基準の改正について】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正により、4・5歳児の職員配置基準が、30:1から25:1に変更される予定です。

なお、当分の間は、従前の基準により運営することを妨げないとする経過措置が設けられる予定です。(3歳児についても、最低基準等の改正が行われる予定です。)

(3) 児童の安全

【避難訓練・消火訓練の実施について】（設備運営基準第6条）

①保育所は、非常災害発生時の避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施しなければなりません。

【安全計画について】（設備運営基準第6条の3）

①保育所は、児童の安全確保を図るため、施設設備の安全点検、職員・児童等に対する施設外での活動・取組等を含めた、日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練、その他保育所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければなりません。不審者対応訓練および交通安全指導は少なくとも年1回以上実施するよう努めてください。

②保育所は、職員に対して安全計画について周知するとともに、児童の安全に関する研修および訓練を定期的実施しなければなりません。また、児童の安全確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければなりません。

③保育所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行わなければなりません。職員会議等において、実情に応じた見直し・修正を適宜行ってください。

【業務継続計画(BCP)について】（設備運営基準第9条の3）

①保育所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する保育の提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。併せて、当該計画の職員への周知や研修・訓練の実施、計画の見直しに努めることとされています。

(4) 事故防止・報告

（確認基準第32条）

（令和6年3月22日付こども家庭庁通知「教育・保育施設等における事故の報告等について」）

①保育所（特定保育施設）は、事故が発生した場合の対応や報告方法等が記載された事故発生の防止のための指針（マニュアル）を整備しなければなりません。事故が発生してしまった場合や、ヒヤリハット事案が生じた場合は、その内容について分析・改善策を講じ、全職員に周知徹底してください。職員の共通認識を図るため、事故防止に関する研修・協議を定期的に行ってください。

②重大事故が発生した場合は、市を通じて国への報告が必要となります。原則事故当日、遅くとも翌日までには市に報告してください。

＜報告の対象となる重大事故の範囲＞

ア 死亡事故

イ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）

ウ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（骨折等）

(5) 職員の資質向上

【資質の向上、研修機会の確保について】（設備運営基準第7条の2）

- ①保育所の職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととされています。年間の研修計画を立て、施設内研修の実施や、外部研修を受講してください。

(6) 健康診断

【児童の健康診断について】（設備運営基準第12条・学校保健安全法第13条・学校保健安全法施行規則第5条）

- ①保育所は学校保健安全法に準じ、入所児童に対して入所時の健康診断を実施し、定期健康診断は年2回以上、歯科検診は、年1回以上実施しなければなりません。1回目の健康診断は、6月30日までに実施してください。

【職員の健康診断について】（労働安全衛生規則第43条、第44条、第47条）

- ①民間保育所に勤務する職員については、労働安全衛生規則に定めるところにより、雇用時及び定期的に健康診断を行ってください。また、調理・調乳等に従事する職員については、雇用時（調理・調乳業務に従事する前まで）及び毎月検便を行い、異常がないかの確認を行ってください。

2 保育所認可の手続きについて

(1) 認可スケジュール

東高岡保育所の認可スケジュールについては以下のとおりです。

なお、保育所の認可にあたっては、児童福祉法第35条の規定により、あらかじめ審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければなりません。そこで本市では、「宮崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」により審議することとしております。

【東高岡保育所認可スケジュール】

内 容	時 期
●移管候補者の決定(選定結果通知)	8月上旬
●子ども・子育て会議 教育・保育推進部会へ報告	10月
●認可申請書類提出期限	10月中旬
●書類審査・現地確認	10月下旬
●宮崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会にて審議	11月
●認可通知、公示	11月
●子ども・子育て支援法関係確認手続き ●法人関係手続き	2月～3月

(2) 認可申請書類

保育所の認可申請を行うにあたり、本市への提出が必要な書類は以下のとおりです。

なお、申請にあたっては、保育所に関する法令等(参考:別紙)を十分に確認の上、申請書類を提出してください。

No.	申請書及び添付書類
1	児童福祉施設設置認可申請書【様式第1号】
2	事業計画書【様式】
3	履歴事項全部証明書(法人登記) ※原本
4	定款 ※現行
5	就業規則、給与規程
6	理事長の履歴書
7	決算報告書(過去3年分)
8	財産目録
9	監査結果通知の写し(令和5年度分)
10	誓約書(児童福祉法第35条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約)【様式】

11	法人自己資金預金残高証明書
12	償還計画書(借入金を予定している場合)
13	収支予算書(令和5年度、令和6年度)
14	施設の位置地図
15	建物の配置図
16	平面図 ※部屋ごとのクラス年齢、床面積を記載すること
17	施設写真(園舎外観、園庭、調理室、保育室等)
18	検査済証の写し(建築基準法に適合していることの確認ができる証明書等も可)
19	土地・建物の登記簿謄本の写し
20	土地・建物の賃貸借契約書の写しまたは同意書 ※土地・建物を賃借している場合
21	職員配置計画
22	職員配置状況確認表【様式】
23	施設長就任予定者の履歴書
24	保育士資格証明書等の写し ※全職員分(看護師・子育て支援員含む)
25	全体的な計画
26	指導計画(長期・短期) ※年齢別
27	安全計画
28	保健計画
29	食育計画
30	職員等研修年間計画
31	危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)

(3) 申請書類提出先

申請書類一式は、宮崎市保育幼稚園課に直接持参の上、提出期限までにご提出ください。

【申請書類提出先・問い合わせ先】

宮崎市 子ども未来部 保育幼稚園課 認可指導係
 所在地:〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号(本庁舎1階)
 電話:0985-21-1774 ファクス:0985-27-0712
 メール:10.jidou-hoiku@city.miyazaki.miyazaki.jp

【申請書類提出期限】

令和6年●月●日(●)17時

■関係法令等一覧

名称	関係機関	公布等年月日	最終改正等
児童福祉法	こども家庭庁等	昭和 22 年 12 月 12 日	令和 5 年 5 月 8 日
児童福祉法施行令	こども家庭庁等	昭和 23 年 3 月 31 日	令和 5 年 3 月 30 日
児童福祉法施行規則	こども家庭庁等	昭和 23 年 3 月 31 日	令和 5 年 4 月 1 日
子ども・子育て支援法	こども家庭庁等	平成 24 年 8 月 22 日	令和 5 年 5 月 8 日
子ども・子育て支援法施行令	こども家庭庁等	平成 26 年 6 月 13 日	令和 5 年 3 月 30 日
子ども・子育て支援法施行規則	こども家庭庁等	平成 26 年 6 月 9 日	令和 4 年 3 月 31 日
社会福祉法	厚生労働省	昭和 26 年 3 月 29 日	令和 5 年 4 月 1 日
社会福祉法施行令	厚生労働省	昭和 33 年 6 月 27 日	令和 3 年 10 月 29 日
社会福祉法施行規則	厚生労働省	昭和 26 年 6 月 21 日	令和 4 年 10 月 12 日
学校保健安全法	文部科学省	昭和 33 年 4 月 10 日	平成 27 年 6 月 24 日
学校保健安全法施行規則	文部科学省	昭和 33 年 6 月 13 日	令和 5 年 4 月 28 日
児童虐待の防止等に関する法律	厚生労働省	平成 12 年 5 月 24 日	令和 4 年 12 月 16 日
労働安全衛生規則	厚生労働省	昭和 47 年 9 月 30 日	令和 4 年 4 月 15 日
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	昭和 23 年 12 月 29 日	令和 5 年 4 月 7 日
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	こども家庭庁	平成 26 年 4 月 30 日	令和 5 年 3 月 31 日
保育所保育指針	こども家庭庁	平成 29 年 3 月 31 日	—
保育所保育指針解説	こども家庭庁	平成 30 年 2 月	—
教育・保育施設等における事故の報告等について(通知)	こども家庭庁	—	令和 6 年 3 月 22 日
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	内閣府	—	平成 28 年 3 月
保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン	こども家庭庁	—	令和 5 年 5 月
保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～	全国保育士会	—	平成 30 年 4 月
保育所における感染症対策ガイドライン	こども家庭庁	—	令和 5 年 5 月
保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	こども家庭	—	令和元年
保育所における食事の提供ガイドライン	こども家庭庁	—	平成 24 年 3 月
保育所における自己評価ガイドライン	こども家庭	—	令和 2 年 3 月